【貯蓄預金(スーパー貯蓄預金) 規定】

(貯蓄預金(スーパー貯蓄預金) 規定)

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

- 2. (証券類の受入れ)
- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- 3. (振込金の受入れ)
- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記 14.(2)① から⑦、(3)①、②またはAからEおよび③AからE、(4)の何れかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- 4. (受入証券類の決済、不渡り)
- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2) の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について 権利保全の手続をします。
- 5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金および配当金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)10,000円以上について付利単位を1円として、後記(2)の利率によって計算のうえ、毎月の当行所定の日に、この預金に組入れます。

- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」といいます。)は 50 万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における毎日の最終残高が 50 万円以上の場合は店頭表示の「基準残高 50 万円以 上利率」100 万円以上の場合は、「残高 100 万円以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間 当該期間における毎日の最終残高に応じた店頭表示の「基準残高未満利率」

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった ときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、 当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所 定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることが あります。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。
- 9. (成年後見人等の届出)

普通預金規定 9. と同じです。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

普通預金規定 11. と同じです。

12. (反社会的勢力との取引拒絶) 普通預金規定 12. と同じです。

- 13. (取引等の制限)
- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 本 13. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触の リスクが高いと判断した個別の取引

(4) 本 13. (1) から(3) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 3 項の取引等の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店または当行国内本支店に申出てください。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人 の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記 11. に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはその おそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および前記 13. (1)で定める当行からの通知等による各種確認 や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引 に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観 点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、 その他前各号に準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいず れかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的 をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると

認められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした 場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

普通預金規定 15. と同じです。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

普通預金規定 16. と同じです。

- 17. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(貯蓄預金(照合表口) 規定)

1. (取扱店)

預金の払戻しおよび預入れはこの預金口座の開設店でのみ取扱います。

2. (お取引照合表の保管)

この預金口座については、通帳を発行しません。お取引の明細は「貯蓄預金お取引照合表」に 記載して交付しますので、とじ込んで保管してください。

- 3. (証券類の受入れ)
- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が貯蓄預金(スーパー貯蓄預金)規定 14. (2) ①から⑦、(3) ①、②またはAからEおよび③AからE、(4)の何れかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- 5. (受入証券類の決済、不渡り)
- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、貯蓄預金お取引照合表の所定の欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2) の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。
- 6. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

7. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座 を給与、年金および配当金の自動受取口座として指定することはできません。

8. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)10,000円以上について付利単位を1円として、後記(2)の利率によって計算のうえ、毎月の当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」といいます。)は 50 万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における毎日の最終残高が 50 万円以上の場合は店頭表示の「基準残高 50 万円以 上利率」、100 万円以上の場合は「基準残高 100 万円以上利率」

- ②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間 当該期間における毎日の最終残高に応じた店頭表示の「基準残高未満利率」
- 9. (取引照合表発行手数料(再発行手数料を含む))
- (1) 個人口座(個人事業主口座を除く)以外のお客様を対象に、2020年11月1日以降に作成また

は交付する取引照合表について1枚毎に当行所定の発行手数料をいただきます。

- (2) 個人口座(個人事業主を除く)のお客様を対象に、2021年4月1日以降に作成または交付する取引照合表について1枚毎に当行所定の発行手数料をいただきます。
- (3) 発行手数料は、当行ホームページの「手数料のご案内」でご確認ください。
- (4)発行手数料のお支払方法については、当行所定の「預金口座振替依頼書(取引照合表発行手数料)」により発行手数料お支払口座を届出てください。
- (5) 前記(4)により届出のされた発行手数料お支払口座の預金残高が発行手数料に満たない場合、当行からの請求がありしだい直ちに発行手数料を支払ってください。
- (6) 当行は、一旦お支払いいただいた発行手数料については返還しないものとします。
- 10. (届出事項の変更等)
- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。
- (3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 11. (成年後見人等の届出)

普通預金(照合表口)規定11.と同じです。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、 相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっ てもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 13. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 14. (反社会的勢力との取引拒絶)

普通預金(照合表口)規定14.と同じです。

15. (取引等の制限)

普通預金(照合表口)規定15.と同じです。

16. (解約等)

普通預金(照合表口)規定 16. と同じです。

17. (通知等)

普通預金(照合表口)規定17.と同じです。

- 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 普通預金(照合表口)規定 18. と同じです。
- 19. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することによ

り、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年7月1日現在)